

件名 インディアナ州における自宅滞在命令の発令について

ポイント

3月23日（月）、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インディアナ州居住者に対し、州知事より自宅滞在命令が発令されました。自宅滞在命令は3月24日（火）23時59分から4月6日23時59分までの措置となりますが、状況によってはその後も継続する可能性があります。

本文

3月23日（月）、インディアナ州居住者に対し、州知事から自宅滞在命令が発令されました。この自宅滞在命令は3月24日（火）23時59分から4月6日23時59分までの措置となっていますが、状況によってはその後の継続や、別の措置がとられる可能性もあります。自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」のための外出は可能ですが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように注意してください。公私を問わずいかなる人数の集まりも原則禁止されています。

可能な外出の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入
- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・ウォーキング、犬の散歩
- ・他人の介護
- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤

（「必要不可欠な活動 (Essential Activities)」 「必要不可欠な仕事 (Essential Businesses and Operations)」の詳細については、以下を参照願います。）

https://www.in.gov/gov/files/Executive_Order_20-08_Stay_at_Home.pdf

また、スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。インディアナ州内の学校は少なくとも5月1日まで休校予定です。

自宅滞在命令に従わない場合は、インディアナ州警察が州の法執行機関とともに命令に従うよう指導します。在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryo.jil@cg.mofa.go.jp

(注) 土曜・日曜・祝祭日、平日の夜間（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。